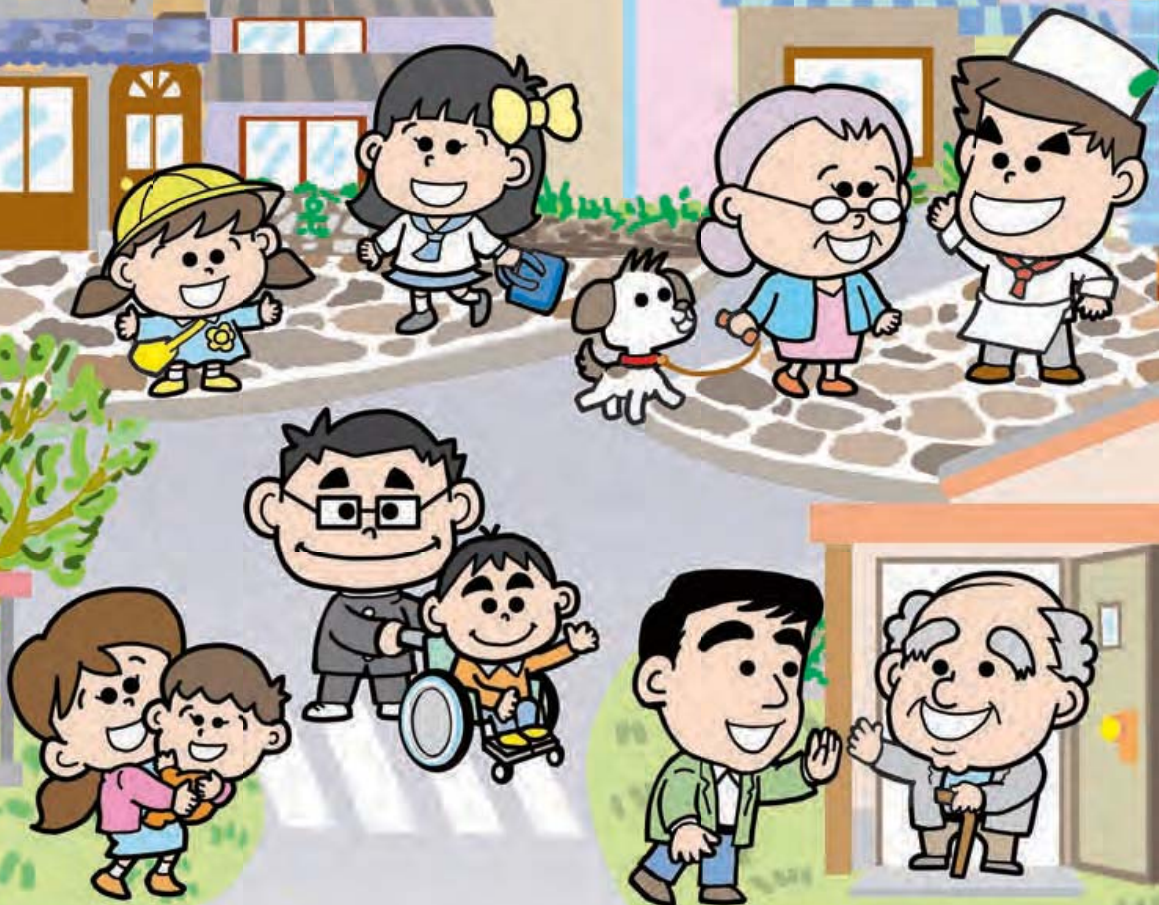


地域の力を発揮!

災害時要援護者支援の

取組事例集

共に支えあうまちを目指して



磯子区地域福祉保健計画
オン
スチON磯子
誰もが幸せに
暮らせるまちをめざして

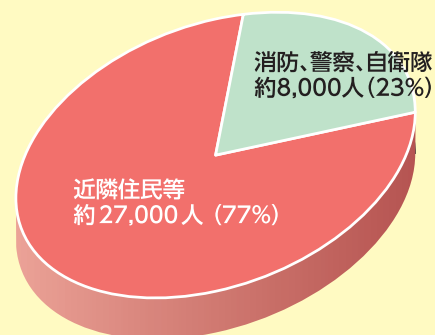
磯子区

1. 発災直後に必要なのは 自助・共助

右の円グラフにあるように、阪神・淡路大震災では約35,000人の要救助者（がれきの下に生き埋め等）のうち8割近くの約27,000人が隣近所の方や家族により救出されました。また、他の過去の大きな災害においても、被災された方の多くが隣近所や地域の方に救助されたと言われています。

発災直後には行政による「公助」が行き届かないことから、自分の身は自分で守る「自助」や、地域での助けあいによる「共助」がとても重要です。

阪神・淡路大震災における
救助の主体と救出者数



内閣府防災白書(平成26年度版)参照

2. 災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、地震などの災害発生時に、

- 一人で必要な情報を把握し、状況を判断することが困難な方
- 安全な場所に自力で避難することが困難な方

をいい、例として高齢者、障害児・者、乳幼児、妊産婦、外国人等があげられます。



災害が起きた時は、まずは自分の身を守り、安全が確保できたら、適切に避難等を行うことが必要になります。しかし、自力での避難等が困難な災害時要援護者の方々が災害から自分の身を守るためには、**地域での助けあいによる共助が必要**となるため、**日頃からの地域での取組が重要**となります。

皆さんの住んでいる地域にも、災害時に支援が必要な方が
きつっているんじゃないかと思うんだ。

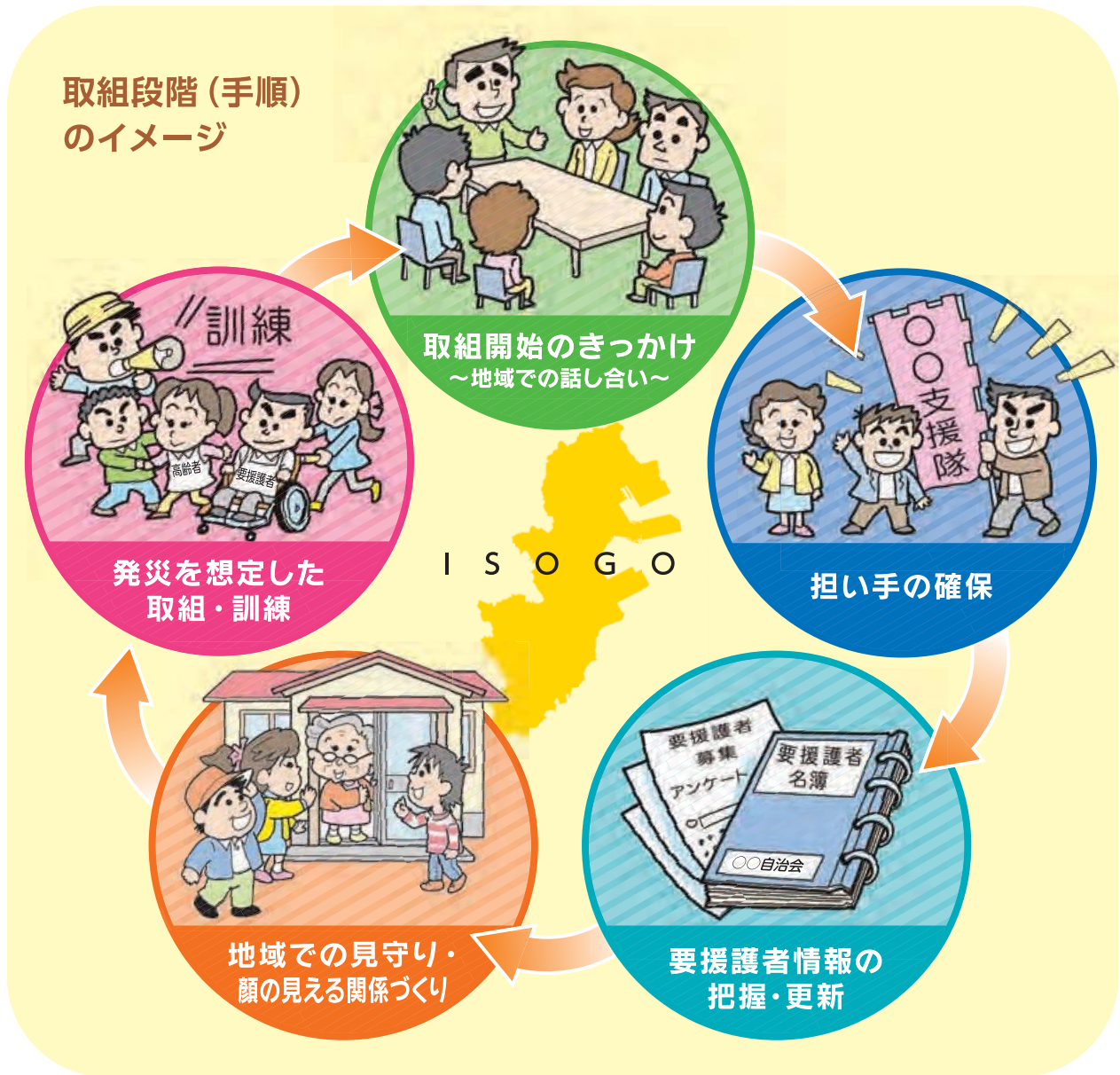
でも、日頃からの災害時要援護者支援にはどのような取組が
あって、地域ではどのように取組を進めていけばいいのかなあ？



計画案内役
「梅さん」

3. 地域での取組の進め方

災害時要援護者支援の取組は、大まかに ① 取組開始のきっかけ・地域での話し合い、② 担い手の確保、③ 要援護者情報の把握、④ 見守り・顔の見える関係づくり、⑤ 訓練 といった段階（手順）で構成されますが、必ずしもこの段階（手順）通りに取り組む必要はありません。地域の実情に合わせてそれぞれの具体的な内容や取り組む順番を決め、取組を継続させていくことが重要です。



古くから近所付き合いがある地域、新しく転入する人が多い地域、集合住宅のみの地域など、地域にはそれぞれ特徴があるから、いろんな取り組み方が考えられるね。

自治会・町内会などがそれぞれの地域の状況に応じて工夫して取組を行っているから、次は、取組段階ごとにその事例を見ていこう。

取組開始のきっかけ・取組内容等の検討及び決定



● 見守りの必要性の意識づけからスタート

岡村中部自治会

自治会内で問題意識を持ってもらうことから始めました。敬老者への記念品配付について検討するなかで、**思いのほか地域の高齢化が進んでおり、見守らなければならない方々がたくさんいる**という共通認識が図れました。そこで、まずは顔を合わせる機会を増やそうということで、ひとり暮らし高齢者などを対象に**月1回の交流会**を始めました。

このような活動を通して**役員間での「見守り活動」への意識が高まり**、区役所からの要援護者支援の呼びかけに応え、協定を締結し名簿提供を受けることを決定しました。

● 全世帯に呼びかけてネットワークを設立

汐見台自治会連合会

汐見台地区は集合住宅で構成され、**顔の見えにくい地域**であり、幼児虐待や孤独死などの話も聞いていたことから、危機感を持っていました。このような状況で、民生委員・児童委員のみに頼るのではなく、**地区全体を見守る仕組みを作れないか**と考えました。そこで、地区の現状について皆さんに理解してもらうため、**全世帯を対象に取組の必要性について書面で呼びかけ**ました。そして、各自治会から担当者を募り、**異変を感じた時にいち早く民生委員・児童委員に連絡することなどを趣旨とした「見守りネットワーク」**を立ち上げました。日頃からの見守りを充実させるとともに、災害時の対応にもこのネットワークを活かしていきます。

● アンケートで浮き彫りになった課題が取組開始のきっかけに

磯子山手町内会

地域の**防災活動意識調査**で、「向こう三軒両隣で万が一のときのために打合せをしている」割合が23%しかなかったことから、**共助の意識づけが必要**と強く感じ、要援護者支援の取組について議論を始めました。

最初は何をやればよいか分からず手探りの状態でしたが、町内会で防災活動推進委員会を立ち上げて話し合った結果、**試験的に安否確認訓練をとにかくやってみよう**ということになりました。そして、訓練を通じて名簿やマニュアル（防災活動計画書）の作成が必要という結論に到りました。（訓練はP.6参照）

● 支援者の役割を明確にし、取組を決定

森が丘自治会

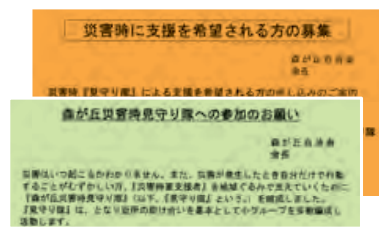
要援護者と支援者を募集することについて、まず自治会の防災防犯部でたたき台（試案）を作り、それを更に理事会で検討しました。その中で、「地域ではどこまでできるか」ということについて議論した結果、**支援者の役割は「基本的には要援護者の安否確認」と**することに決定しました。検討の中では、「支援者は要援護者の救助・救護までやるべきだ」という意見もありましたが、**役割を明確かつ限定し、まずは支援者の負担感を和らげることを優先**しました。役割の明確化が取組を継続してこられた鍵でした。（P.4参照）

担い手の確保・要援護者の把握



● 自治会内に広く呼びかけて、支援者と要援護者を募集 森が丘自治会

支援者及び要援護者を全世帯に呼びかけて募集するにあたり、いくつかの点に配慮しました。まず、「支援する・される」という語感に配慮し、前者を「グリーンの方」、後者を「オレンジの方」という呼称にしました。また、支援者の役割を明確にすることなどにより（P.3参照）、多くの方に支援者として手を挙げていただき、「森が丘災害時見守り隊」をスタートすることができました。



● アンケートにより、要援護者を把握 杉田梅林町内会

緊急時に支援が必要な人を把握するため、全世帯対象に「緊急時支援アンケート」を実施しました。このアンケートでは、支援が必要な方として、高齢者や身体が不自由な方などに加えて、**遠方に通勤している方のお子様（小中学生）も対象**にしています。そのようなお子様への支援の希望があった場合、発災時には自宅への安否確認、町内会館での保護や防災拠点への同行等を行います。

緊急時支援アンケートにて町内会が提示した支援項目の例	
● 身体が不自由なお子様への支援	
内容	緊急時に自宅に訪問し、保護者が不在の場合、事前に保護者との協議により決定した内容で支援実施
● 遠距離通勤のお子様（小中学生）への支援	
内容	①緊急時に自宅に訪問し、保護者が不在の場合、必要に応じて町内会館で保護または防災拠点へ同行 ②保護者の依頼（電話・メール等）を受け、支援内容を協議したうえで対応
● 親族への連絡代行	
内容	緊急時に依頼者から親族の連絡先について情報提供を受け、町内会が代行して連絡 (選択) 親族の連絡先を事前に一覧表に登録しておき、緊急時に町内会が代行して連絡

● 区と協定を結び、要援護者を把握 ソフトタウン根岸1・2・3番館自治会

従前から75歳以上ひとり暮らしの方の名簿を独自に作成しており、見守り活動を実施していました。それに加えて、自治会では把握していない要援護者等についても問題意識を持っていたため、**同意方式（裏表紙参照）にて要援護者名簿の提供を受けることを自治会で決定**しました。

独自の名簿に区役所から情報提供を受けた方を加え、**月1回の民生委員・児童委員による見守り訪問や地域のイベントへの招待などに活用**しています。



担い手確保のひと工夫

地域では、課題となっている「担い手の確保」について、こんな工夫をしているよ。

- 自治会・町内会の回覧などで広く支援者を募集
- 地域のお祭りなどのイベントで積極的に声かけをして担い手をスカウト
- 子供会や自治会の役員を退任された方などが、引き続き地域の取組に参加しやすいように、自治会・町内会内にOB組織を結成
- 各種委嘱委員への就任の打診時を利用して、地域でのボランティア活動についての意向を確認しておき、実際の活動の際に声かけを実施



地域での見守り・顔の見える関係づくり



● さりげない見守りや対話集会等により支えあいを充実 岡村東部自治会

民生委員・児童委員や保健活動推進員、自治会役員、友愛活動員などで支えあいメンバーを構成しています。日常生活の中で「洗濯物が何日も干されていない」、「郵便受けに新聞がたまっている」、「夜も電気がつかない」などを気にかける「さりげない見守り」を、民生委員・児童委員の訪問と合わせて実施しています。

また、年2回対話集会を開催しており、支えあいメンバーと見守りの対象者に一緒に参加してもらうことで、顔を合わせる機会を作っています。この会は、健康や消費についての啓発などの講座、ゲームや食事会などざっくばらんな内容で、皆で楽しみながら関係づくりを深めています。

● 自治会の地域福祉部を中心とした支えあいの取組 岡村中部自治会

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）を自治会の地域福祉部役員に位置付けることで、民生委員活動を越えた幅広い取組ができるようになりました。中でもほぼ月1回開催している「高齢者支え合い交流会」は、民生委員の見守り対象者の安否確認も兼ねて実施しています。出席予定者が連絡なく欠席した場合には、民生委員は次回の交流会までに訪問し、安否確認をするというルールを設けています。



● 支えあいのメンバーによる組織的な見守り訪問等の実施 栗木町内会

町内会役員、民生委員・児童委員や保健活動推進員、赤十字奉仕団やボランティアなどの支えあいのメンバーで、組織的に見守りを実施しています。メンバーは4名の民生委員・児童委員を中心に4班に分かれており、月1回は見守りの対象者全てを訪問できるように、各班で事前に訪問計画を立て、2名体制のローテーションで訪問を実施しています。また、年11回開催のひとり暮らし高齢者等を対象にした「ふれあい昼食会」も各班で順番に担当するなど、計画的に見守りができる体制にしています。

梅さんコラム 2

救急医療情報キット

区役所が「救急医療情報キット」を配布しているのは知ってるかな？

「救急医療情報キット」とは、家族などの連絡先や服用薬などの医療情報、健康保険証などの写しを容器や袋に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておき、万が一の時に救急隊員などに必要な情報を提供できるように備えておくためのキットです。キットの配布を通じて顔の見える関係づくりなどに役立っている自治会・町内会もあります。



表示シート



本人確認シート



表示ステッカー

発災を想定した取組



要援護者安否確認訓練の実施

磯子山手町内会

要援護者と支援者のバランスを考慮したうえで、近隣のいくつかの組によるグループを結成しています。訓練は発災時を想定して、そのグループで集まりやすい場所に設定した「いつき避難場所」を中心に実施しています。支援者は、要援護者宅を落とし込んだマップを確認しながら、実際に安否確認訪問を行います。また、トランシーバーを利用して安否確認状況等を本部に報告し、合わせてエリア全域の交信状況を確認しています。このような訓練を含め、要援護者の方に少しでも安心して暮らせる体制を作っています。



中学生による安否確認訪問・避難誘導訓練の実施

洋光台第一小学校地域防災拠点

阪神・淡路大震災の際には、中学生などが避難や救助の大きな力となったと聞いていたので、地元にいることが多く体力も大人に近い中学生に担い手になってもらうことを考えました。学校と連携して、地域防災拠点訓練の中で、中学生と民生委員・児童委員による要援護者の安否確認訪問のほか、地域防災拠点までの避難誘導訓練を実施しました。訓練を通じて、中学生と要援護者の方で信頼関係を築いてもらい、中学生には自分の住む地域に災害時に支援の必要な人がいるという意識を持ってもらっています。



安否確認用紙を利用した訓練

栗木町内会

町内会全世帯に「安否確認用紙」を配付し、発災時には玄関に掲示するよう徹底しており、これには要援護者の方も対象に含まれています。定期的な意識づけのため、回覧で呼びかけて町内会の防災訓練時に安否確認用紙を活用した訓練も実施しています。

梅さんコラム
3

安否確認のアイデア

発災時のいち早い安否確認のため、地域ではいろんな工夫をしているみたいだよ。

- 事前に配った黄色いハンカチを玄関先に掲げる
➔ 無事であることの意味表示
- 身近にあるタオルなどを安否確認の目印として活用
- 安否確認用紙やステッカーなどを玄関先に掲示

安否確認用紙▶



災害時要援護者の把握方法について

災害時要援護者支援の取組には、**平常時から要援護者を把握しておくことが必要**です。既に多くの自治会・町内会では自主的に名簿を作成しており、訪問等に活用しています。

また、横浜市でも、区と協定を締結した自主防災組織（自治会・町内会など）に災害時要援護者名簿を提供していますので、地域の実情に合った方法をご検討ください。

■ 地域で独自に要援護者を把握する = 手上げ方式

自治会・町内会が呼びかけて、本人やご家族から災害時に支援を必要とする旨を自主的に申し出ていただく方法です。区役所が提供する名簿とは違い、対象者の範囲（〇歳以上ひとり暮らし、障害を持った方、妊産婦 など）は地域で設定できます。

自治会・町内会の呼びかけの手法としては、説明会の開催や回覧板・掲示板での周知などがあります。自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域のネットワークを利用して顔見知りから声をかけることなどにより、自主的に申し出ていただくように働きかけることも効果的です。

■ 区役所の保有する情報の提供を受ける = 同意方式 または 情報共有方式

横浜市では、特に自力での避難行動が困難と想定される方々について、名簿を作成しています。自治会・町内会などの自主防災組織は区と協定を結ぶことで名簿の提供を受けることができます。

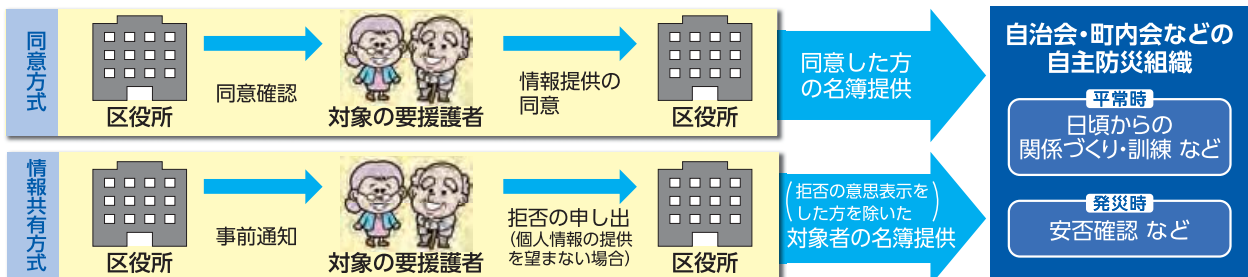
区名簿対象者要件（平成28年12月現在）

- 1 介護保険要介護・要支援認定者のうち
・要介護3以上の方
・一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
・認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度が2以上の方）
- 2 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 3 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- 4 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

名簿提供の方式について

区役所からの名簿提供については、次の2つの方式から選択ができます。

- 1 **同意方式** 災害時要援護者名簿への登録について、要援護者（区名簿対象者）に**同意確認**を行い、**同意のあった方のみ**の個人情報を名簿に掲載し、自治会・町内会等に提供する方式
- 2 **情報共有方式** 災害時要援護者名簿への登録について、要援護者（区名簿対象者）に**事前通知**を行い、**拒否の意思表示がない限り**、個人情報を名簿に掲載し、自治会・町内会等に提供する方式



磯子区役所 福祉保健課 総務課 高齢・障害支援課

〒235-0016 横浜市磯子区磯子 3-5-1

福祉保健課 TEL: 045-750-2441 FAX: 045-750-2547